

新旧対照表

【関税の免除を受ける航空機部分品等の納期限延長について（平成 31 年 3 月 29 日財関第 435 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
関税の免除を受ける航空機部分品等の納期限延長について 関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）第 4 条の規定により関税の免除を受けて輸入される航空機部分品等（以下「免税部分品等」という。）に課される消費税等について、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 6 条に規定する貨物を輸入する者（以下「輸入者」という。）に該当する者が納期限の延長を受けることができるよう、平成 31 年 4 月 1 日より下記のとおり取り扱うこととしたので、関係職員及び関係者に周知ありたい。 記 1.（省略） 2. 担保提供書 上記 1 の担保の提供は、「担保提供書」（C－1090）を次のように修正して行うものとし、その他の取扱いに関税法基本通達 <u>9 の 11－6</u> によるものとする。 (1)及び(2) （省略）	関税の免除を受ける航空機部分品等の納期限延長について 関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）第 4 条の規定により関税の免除を受けて輸入される航空機部分品等（以下「免税部分品等」という。）に課される消費税等について、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 6 条に規定する貨物を輸入する者（以下「輸入者」という。）に該当する者が納期限の延長を受けることができるよう、平成 31 年 4 月 1 日より下記のとおり取り扱うこととしたので、関係職員及び関係者に周知ありたい。 記 1.（同左） 2. 担保提供書 上記 1 の担保の提供は、「担保提供書」（C－1090）を次のように修正して行うものとし、その他の取扱いに関税法基本通達 <u>9 の 6－6</u> によるものとする。 (1)及び(2) （同左）